

食の安全・食の安全保障のために『種子条例』 『種苗条例』『種苗の知見を守る条例』を!!

国は日本の農業・種子・種苗の育成知見をグローバル民間企業に引き渡す法律を次々と成立させました。

○稻・麦・大豆の主要農産物の種子を国・都道府県で開発し安全で良質な種子（原原種・原種）を安価で安定的に農家に提供してきた法律「種子法」を廃止しグローバル民間企業に種子市場を引き渡しました。

○「農業競争力強化支援法」を制定し“公”が開発し維持してきた種苗の知見を民間（外国の企業を含めて）に積極的に引き渡しなさいと規定しました。種子法廃止とあわせて農家と国・県が一緒になって作ってきた種子の育成知見（ゲノムを含めて）を民間に払い下げさせようとしています。

○「種苗法改正」（2020年12月）ではこれまで農家に認められてきた種苗の“自家増殖（採種）”の権利が否定され自家増殖の一律禁止になってしまい許諾（許諾料）が必要になります。

「種子法廃止・農業競争力強化支援法・種苗法改正」で完全に日本の農業は海外資本を含む民間企業に売り渡されました。「食料主権・食の安全・食の安全保障」の視点から何とか市民の手に食と農を取り戻さなければ人々は行動を開始しています。これからの方針性・やらなければならないことを一緒に考えようと市民ネット千葉県のオンライン学習会で山田元農相からの講演がありました（2021年1月31日）

山田さんは今の状況を批判し説明しました。

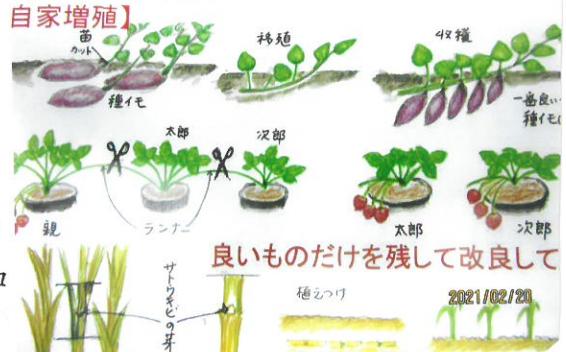
種子法廃止の背景には TPP があることを指摘。又、食料の自給率の計算式を変えて形だけアップ（牛肉：飼料自給率を反映させると 11%を、反映させないで 43%へ）させようとする政府の姿勢を批判。

民間開発の米の種子“みつひかり（三井化学）”“つくば SD（住友化学）”“とねのめぐみ（モンサント）”は F1 で「農薬と化学肥料と種子」がセットで契約される。米の自家採種が出来なくなれば大企業の種子会社と契約せざるを得なくなってしまうことになると指摘。みつひかりはコシヒカリの 10 倍の種子価格です。農家の負担は大きくなってしまいます。

農業競争力強化支援法8条4項で「知見をすべて民間に渡すよう」と規定され、農研機構や各都道府県が持っている（国民のものです）数百種の育ててきた種子・種苗の知見が海外を含む多国籍企業に渡されてしまうと批判。

ゲノム編集の種子：日本は2019年10月安全性の審査もなく、規制なしでゲノム編集を認めていました。EUなどでは規制しますが、世界で「ゲノム編集は安全だ」というのは日本と米国のみ。クリスパー・キャス9でDNAを切断するのは遺伝子操作そのものですから、遺伝子組み換えと同じように規制すべきと訴えました。

遺伝子組み換えと農薬との関係：遺伝子組み換え農産物とセットにされている農薬「除草剤ラウンドアップ」の発がん性が問題になっているのに日本ではその主要成分「グリホサート」の残留基準を緩和しています。それ故小麦粉（パン）に残留し人の髪の毛に残留



していると警告しました。

モンサントのラウンドアップで訴えが起こされ被害者の訴えが勝訴しています。世界は“NONGMO、オーガニック”へ進んでいる現状を示しました。

種苗法改正：

2020年12/2 改正案が成立し“自家増殖（採種）”が原則禁止に。種苗法はもともと開発品種の育成者権を守るためのものでしたが、種子は全人類の共通財産“農家の人々がタネを守り育ててきたことから原則自家採種を”可“とし例外的に禁止項目をきめていたのです。

EUや米国では「種子は農民の権利であり、自家増殖は農民の権利」の立場から自家増殖禁止と規定されています。“主要なものは自家増殖を認め”ています。日本は一律禁止です。

イチゴやサツマイモなどは自家増殖で3年間位自分の土地にあうように品種を育てて良いものにしてきています。これが自家増殖禁止になると増殖を許諾してもらうには数百万円必要となってくると問題点を指摘しました。

自家増殖禁止の理由として“海外への種苗の流出を防ぐため”といわれているが、そう言っている政府自身が国会答弁で「農家から海外へ流出した例はありません」と答えているのです。又、流出しても改正前の種苗法で防止策がありそのマニュアルまであるのです……。

今回の改正では育成者権の侵害の訴えの場合これまで“現物”で判断されていたものを、現物でなくその作物の「特性表」で裁判することで育成者の権利を一方的に強化した訴訟方法に変えています。それ故伝統的品種などで育てる有機農家の立場が弱くなってしまう問題点も示しました。

これから市民の活動の方向は？

最後に山田さんは日本農業を救っていく方法を示してくれました。

I、種子法廃止に対しては全国の道府県で『種子条例』が作られ（30以上）各自治体で主要な種子を守り育成する方向を作りました。

II、農業競争力強化支援法の「知見を渡す」という規定に対しては、「提供できない」とは規定できないから“提供するには種子の識者、実際の農家の方から意見を聞く”“県議会の3分の2の承認が必要”などの条件をつけた種苗条例を作ることができます。

III、遺伝子組み換えやゲノム編集の栽培への制限・条件を規定する。

IV、自家増殖禁止に対しては、県の持つ品種は県の知的財産権だから“県の持っている登録品種は自家増殖を可能とする、許諾は要らない、許諾料は取らない”という条例を作る。

V、「県のジーンバンク」をつくり伝統的種子を保存・育成し、県の種苗の知見を守っていく体制を作る。『産地の奨励品種』を守る条例を作る。

VI、これらの条例を作るために農家の人々にアンケートをして農業従事者が本当に求めている点を明らかにし、日本農業を“家族農業・小規模農業の権利宣言”的方向で作り直す活動が必要です。と



『民主主義と自治そして平和主義』ふじしろ政夫 047-445-9144

*活動報告HPに掲載「いい鎌ヶ谷ふじしろ政夫」でアクセスできます。